

平成29年千葉市教育委員会会議
第1回定例会会議録

千葉市教育委員会

平成29年千葉市教育委員会会議第1回定例会会議録

日時 平成29年1月19日(木)

午後2時00分開会

午後3時10分閉会

場所 教 育 委 員 会 室

出席委員 委 員 長 中野 義澄
 委 員 和田 麻理
 委 員 小西 朱見
 委 員 千葉 雅昭
 教 育 長 志村 修

出席職員	教 育 次 長	森 雅彦	教育センター所長	増澤 保明
	教 育 総 務 部 長	矢澤 正浩	養護教育センター所長	植草 伸之
	学 校 教 育 部 長	伊藤 裕志	生涯学習振興課長	増岡 忠
	生涯学習部 長	大崎 賢一	文化財課長	志保澤 剛
	総 務 課 長	國方 俊治	文化財課特別史跡推進担当課長	飛田 正美
	参 事 兼 企 画 課 長	大橋美帆子	中央図書館長	松尾 修一
	学 校 施 設 課 長	真田 賢一	指導課教育支援担当課長	安部 浩一
	学 事 課 長	大井 力	文化財課長補佐	芦田 伸一
	教 職 員 課 長	山下 敦史	総務課総括主幹	山田 利雄
	県 費 移 譲 課 長	大野 治充	学 事 課 長 補 佐	浅井 滋
	指 導 課 長	福本 順	指 導 課 指 導 主 事	細野 正子
	保 健 体 育 課 長	中村 宏	文化財課主事	八木澤 美有
			郷土博物館主査	白根 義久
書 記	総 務 課 長 補 佐	三田日出美	総 務 課 主 事	坪山 耕太
	総務課総務班主査	大須賀隆之	総 務 課 主 事	鈴木 理沙

- 1 開会
中野委員長より開会を宣言
- 2 会議の成立
全委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名
中野委員長より小西委員を指名
- 4 会期の決定
平成29年1月19日（1日間）ということで全委員異議なく決定
- 5 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 6 会議録の承認
平成28年第11回定例会会議録を全委員異議なく承認
- 7 議事の概要
 - (1) 非公開事項の決定
報告事項（3）、議案第3号～10号及び報告第1号を非公開審議とする旨決定
 - (2) 報告事項
報告事項（1）平成28年度千葉市農山村留学推進事業について
福本指導課長より報告があった。
報告事項（2）平成29年度千葉市立高等特別支援学校の入学志願状況について
安部指導課教育支援担当課長より報告があった。
報告事項（3）加曾利貝塚の特別史跡指定の意見具申について
飛田文化財課特別史跡推進担当課長より報告があった。
 - (3) 議決事項
議案第1号 史跡加曾利貝塚保存活用計画について
飛田文化財課特別史跡推進担当課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第2号 「原文書」の千葉市指定文化財への指定について
芦田文化財課長補佐より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第3号 千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について
議案第4号 千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に

- 係る審査請求に対する裁決について
- 議案第5号 千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に
係る審査請求に対する裁決について
- 議案第6号 千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に
係る審査請求に対する裁決について
- 議案第7号 千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に
係る審査請求に対する裁決について
- 議案第8号 千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に
係る審査請求に対する裁決について
- 議案第9号 千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に
係る審査請求に対する裁決について
- 議案第10号 千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に
係る審査請求に対する裁決について

國方総務課長より一括説明があった後、審議。議案ごとに個別で議決を行った結果、全委員異議なく、原案どおり可決した。

(4) 臨時代理報告

- 報告第1号 県費負担教職員の処分について
山下教職員課長より報告があった。

(5) 発言の要旨

- 報告事項(1) 平成28年度千葉市農山村留学推進事業について
中野委員長 指導課長、ご説明をお願いいたします。

福本指導課長 平成28年度の千葉市農山村留学については、他人を思いやる心や社会性、自主性など、豊かな心情を育成することを目的としています。

本年度は、5月10日から12月16日まで、112校全ての小学校6年生、8,465人が、県内の宿泊施設を利用して、原則3泊4日で実施いたしました。

そのうち、32校、2,184人の子どもたちが、南房総市、鴨川市においてホームステイを体験しております。南房総市では、岩井、富浦、白浜、千倉、和田地区で1,702人、鴨川市では、大山地区で482人、子どもたちを受け入れてくださいました。

次に、主な活動内容についてご紹介いたします。地域の歴史や産業、文化を生かした体験活動としては、「南総里見八犬伝」のふるさとならではのウォークラリー、あるいは酪農体験、そば打ち体験、祭りずしづくりなどの、体験学習が行われました。

また、災害に備えたサバイバル活動として、簡易シェルター

づくりや飲料水づくり、火をおこす活動などの体験を実施いたしました。熊本や鳥取で発生した大地震の影響もあり、真剣に取り組む姿も見られました。

子どもたちが最も楽しみにしていましたのが、ホームステイです。ホームステイ先の方々から教えていただいたことは、一生忘れられない思い出となったと思います。

次に、現地の小学校との交流ですが、本年度も昨年度同様、3校で実施いたしました。お互いの学校紹介の中で、千葉市のよさをアピールしたり、南房総市や鴨川市の自然や歴史についての紹介を受けたりして、それぞれの郷土のよさに気づくことができたと思います。

最後に、この農山村留学の成果についてですが、地域の豊かな自然と、人々との心温まる交流が、子どもたちにとって貴重な体験となったと思います。また、親元から離れて生活することで、自立心や社会性を高め、基本的な生活習慣が向上する機会ともなりました。さらに、教職員からは、不登校やいじめ、児童間の対立等に係る人間関係の改善にも効果があったという声が多数挙げられています。

今後は、5年生で実施する移動教室、中学校2年生で実施する自然教室との体系について、体験学習推進会議で協議しながら、よりよい活動となるように取り組んでいきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

中野委員長 ありがとうございます。

では審議に移りますが、質問等を含めて、何かございますでしょうか。

和田委員、よろしく申し上げます。

和田委員 説明ありがとうございました。

ご説明の中で、原則3泊4日というようなお話がありました。が、それ以下の学校もあったかと思うのですが、どのくらいの割合で2泊と3泊とがありますでしょうか。

福本指導課長 本年度でいいますと、3泊4日を実施した学校が54校、2泊3日が58校で、およそ48%が3泊4日を実施しています。

和田委員 なるほど。原則的には3泊、なるべく3泊ということで、教育委員会としては言っているというところでしょうか。

福本指導課長 教育委員会としては、いろいろな体験活動の充実等から考え

ると、3泊4日を推奨していますが、例えば児童の体力、健康面のこと、それから保護者の負担軽減が一番大きいかと思いますが、2泊3日にしている学校も、少しずつですが増えてきている状況です。

和田委員 わかりました。ありがとうございます。

中野委員長 よろしいですか。

お願いします。

小西委員 成果と課題ですけれども、不登校やいじめの、人間関係の改善にも有効であるということで、すばらしいなと思いますが、この教職員の効果測定というのですが、こういった形でこれを測定しているのかというところ、もう少し詳しく教えていただけますか。

福本指導課長 実施後、各学校にアンケート調査を実施し、効果を測定しています。それにより、どのような効果があったかを検証しています。

小西委員 そうするとそれは、先生から見た形でしょうか。子どもたちの印象は含んでいないということですか。

福本指導課長 それも含んでやっております。

中野委員長 ほかにいかがでしょうか。

お願いします。

千葉委員 このような機会というのは、もしおわかりになればなんですけれども、障害を持っている児童が参加しているとか、参加できる環境があるというのは、どのような様子なのでしょう。

福本指導課長 この事業につきましては、各学校の通常学級や、特別支援学級の児童についても、もちろん参加するわけですが、それとは別に、障害を持った児童が参加する宿泊学習もございます。特別支援学級の「げんきキャンプ」がそれに当たります。

千葉委員 最近インクルードで、一般の学校に障害を持っている子どもさんたちも通っているじゃないですか。そうなった場合に、例えば僕らもよく聞きますが、障害を持っている、例えば僕と同じような車椅子の人間が一般の学校に行ったときに、修学旅行や、林間、臨海学校だと、遠慮してくれと学校から言われてしまったとか、施設が伴っていないからとか、校長先生と一緒にだった子はいいよといったようなことを聞いていたので、千葉市はどのような状況になっているかなと思って。

福本指導課長 そのような障害を持っているお子さんについても、一緒に参

加しています。場合によって、多少メニューをお子さんの状況に合わせることもあります。

千葉委員 ありがとうございます。

中野委員長 よろしいですか。
お願いします。

和田委員 子ども同士のささいなトラブルは、宿泊の中ではいろいろあると思うのですが、報告に上がってきているような、子ども間の大きなトラブルとかもめごとのようなことはありませんでしたでしょうか。

福本指導課長 小さいけがなどはもちろんあるわけですが、大きな問題になるような事故の報告は受けておりません。

和田委員 わかりました。ありがとうございます。

報告事項(2) 平成29年度千葉市高等特別支援学校の入学志願状況について

中野委員長 指導課教育支援担当課長、お願いします。

安部教育支援担当課長 「平成29年度千葉市立高等特別支援学校の入学志願者状況について」、報告させていただきます。

平成29年度千葉市立高等特別支援学校入学者選考について、12月5日月曜日から7日水曜日まで願書出願受け付けを行い、その後12月14日水曜日から16日の金曜日までの志願変更期間を経て、入学志願数等が確定いたしました。

平成29年度千葉市立高等特別支援学校入学者選考の志願者数及び倍率につきましては、募集定員32名に対して志願者数44名、倍率1.375倍となっております。

今後の日程につきましては、県立の高等特別支援学校の入学選考検査と同一日程で実施いたします。具体的には、平成29年1月17日火曜日、及び18日水曜日に入学者選考検査を実施しました。昨日、無事終了したところでございます。44名全員が受検しております。平成29年1月24日火曜日に選考結果を発表します。

入学者選考検査の内容は作業能力検査、学力検査、運動能力検査、面接で実施し、志願者の適性、意欲等を総合的に判定して行います。

2次募集につきましては、志願者数が44名と募集定員32名を超えておりますので、辞退者が多い等特別なことがない限り、

実施する可能性は低いと考えております。昨年度は実施しておりません。

なお、志願者数及び倍率につきましては、千葉市教育委員会指導課のホームページに掲載しております。17日、18日、入学者選考は、全員が受検しておりますので、倍率は変更なく掲載しております。

報告は以上です。

中野委員長 ありがとうございます。

では、審議に移りますが、質問等を含めまして何かございませんでしょうか。

お願いします。

和田委員 倍率は年によって結構上下があるというのは、高等特別支援学校の特徴かと思いますが、今年特に女子の志願者数が極端に少ないなと感じました。これは例えば前年度の入学者数がやはり女子が少ないということを何か危惧されているとか、そのようなことが事前の学校見学のときに声が聞かれたということはありませんか。何か特別な理由があれば、おわかりでしたら教えてください。

安部教育支援担当課長 まず全般的に、倍率が低くなる傾向が全県にもあります。ここは軽度の知的障害の高等特別支援学校ですので、普通の高等学校に希望するお子さんも全県的に見られます。したがって流山高等特別支援学校や、市川大野特別支援学校も昨年度より約50名程度の志願者が減少していることがあります。

また、千葉市立高等特別支援学校では実は平成26年度に2次募集を行っており3年生がやや少ない人数になっています。3年生の在籍数は、定員が32名に対し、18名になっています。また、そこでも男子より女子が少なく、男子13名、女子5名です。

また、本年度では、本市で特別支援学級に通う中学3年生、全生徒数確認したところ、男子が93名に対し女子が43名であり、母体も少なくなっている現象がございました。こういったことが原因でこのような状況になったと考えられます。

和田委員 わかりました。分析ありがとうございます。

中野委員長 ほかにいかがでしょうか。

お願いします。

千葉委員 一般の高校生、健常者の高校生の願書の受付日というのも大

体3日間ぐらいですか。

安部教育支援担当課長 願書の受付期間はおおむね変わりません。

千葉委員 変わらない。わかりました。

報告事項(3) 加曽利貝塚の特別史跡指定の意見具申について

中野委員長 文化財課特別史跡推進担当課長さん、説明をお願いします。

飛田特別史跡推進担当課長 特別史跡推進担当課長よりお話を申し上げます。

今年1月13日の金曜日に、文部科学省の大臣宛てに国特別史跡指定の意見具申書を、千葉県教育委員会に提出してまいりましたのでご報告を申し上げます。

これは指定地、加曽利貝塚でございます。今後のスケジュールでございますけれども、1月31日の午後を予定しておりますが、教育長をお連れして私が随行をしながら、部長も随行する予定でございますが、千葉県の教育委員会の副申を添えて文化庁へ提出をしにいくということを予定しておるところでございます。その折に、史跡加曽利貝塚総括報告書も提出をいたしますので、先ほどご案内を申し上げます保存活用計画書と、この2冊をあわせて提出するものでございます。

以上、そのようなスケジュールで申請をするものでございます。報告は以上でございます。

中野委員長 ありがとうございます。

それでは、審議に移りますけれども、質問等含めまして何かございますでしょうか。よろしいですかね。

議案第1号 史跡加曽利貝塚保存活用計画について

中野委員長 加曽利貝塚博物館館長兼特別史跡推進担当課長、説明をお願いいたします。

飛田特別史跡推進担当課長 それでは、議案第1号「史跡加曽利貝塚保存活用計画の策定について」でございます。

史跡加曽利貝塚保存活用計画について、次のとおり定めるものとする。

史跡加曽利貝塚保存活用計画の策定について。千葉市教育委員会組織規則第8条第1号の規定に基づき議決を求めるものでございます。

史跡加曽利貝塚のこの保存活用計画につきましては、平成27年、8年の2年をかけて作成したものでございます。千葉市史

跡保存整理委員会をつくりまして、その下にこの保存活用計画の策定部会を置いたものでございます。そこの委員によって、策定をさせていただきました。

第1章から始まりまして第10章まででございます。第1章は計画と目的が書いてございまして、2章以下、4章までが加曽利貝塚の内容と加曽利貝塚の持っております本質的価値と、明治以降に付与されております新たな価値についてまとめてあるものでございます。

また、5章以下につきましては、現在の史跡が抱えております課題について、保存上の課題、活用の課題、運営の課題をまとめてございます。

次にまいりまして、それを受けまして6章、7章、8章で、それぞれの課題を含めて基本方針を定めているものでございます。

9章のほうでは運営体制をつくりまして、10章で今後の施策について書いてございます。今回、ここの中での最も肝になりますのがこの10章でございまして、短期的整備と中長期的整備をつくってございます。

短期的な整備につきましては、オリンピックとパラリンピックが平成32年に実施されますので、国内外からお客様がおいでになることを想定いたしまして、この短期的な整備というのを考えております。

そして、一番重要なのがこの史跡の中に博物館施設と、及びそれに附帯する施設があつて、景観上によろしくないというものが、国からこれまで指摘されておりました事項でございまして、そのことについては、東側の対岸に、まだ場所は決定されておられませんけれども、そちらにつくっていくということを文化庁にお示しをする、ここが最も肝でございます。

これとあわせまして、この後でご報告させていただきますけれども、保存活用計画とこの総括報告書、あわせて今編集をして、これもこの後でも発表させていただきますけれども、文化庁に上げる書類でございます。

所管からは以上でございます。

中野委員長 ありがとうございます。

それでは、審議に移りますけれども、質問等を含めまして何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ご質問もないようですので、議決に移ります。

議案第1号「史跡加曾利貝塚保存活用計画について」を原案どおり可決としたいと考えますが、いかがでしょうか。

<異議なし>

中野委員長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第2号「原文書」の千葉県指定文化財への指定について

中野委員長 それでは文化財課長、説明をお願いいたします。

志保澤文化財課長 続きまして議案第2号「「原文書」の千葉県指定文化財の指定について」でございます。案件は有形文化財、古文書の「原文書」47点でございます。現在郷土博物館において所蔵してございます。千葉県文化財保護条例の規定に基づきまして、指定文化財を新たに指定するため、千葉県教育委員会組織規則第8条第12号の規定に基づきまして議決を求めるものでございます。

説明は、古文書の担当をしております芦田補佐のほうから説明させていただきます。

芦田文化財課長補佐 それでは、「原文書」について、説明させていただきます。

「原文書」は千葉氏の一族であって、同氏の家臣でもあった原家に伝来した古文書でございます。今回対象としているのは、そのうちの郷土博物館が所蔵している47点で、いずれも昭和50年代に寄贈されたり、資料として購入したりして収集されたもので、千葉市史や千葉県史などにも掲載されている史料でございます。

時代は室町末期から安土桃山時代、いわゆる戦国期ですけれども、千葉宗家を継いだ千葉胤富、邦胤から原氏などに宛てられた文書が中心となっております。

千葉胤富というのは、戦国時代の千葉氏の当主でございます。平安時代後期に千葉に移ってきた千葉常重から数えると、20代目ぐらいに当たる当主でございます。胤富は小田原の北条氏と連携をして、里見氏や上杉氏などの攻撃に対抗するなど活躍をして、千葉氏代々の当主の中では最後に武勇を示した人物とも言われております。その子どもの邦胤と、その2人からの発給された文書が含まれているということでございます。

一方、文書を残した原氏についてですけれども、千葉氏の一族で、千葉氏の宿老、家老のような立場ですが、その立場を確保していた家柄でございます。16世紀には、原氏の本家は中央区

の生実町にあった小弓城、もしくは佐倉市にあった臼井城などを本拠としていました。また、この文書の宛先として登場する原氏というのは分家で、後に香取市にあります森山城などを本拠としたと考えられています。

一説に原氏は、戦国期には千葉氏をしのぐ勢力を持っていたとも言われております。

これは戦国期の房総周辺の勢力図を示したものでございます。千葉市域も含めて、下総全体が小田原北条氏の勢力下に置かれておりました。当時千葉氏は本佐倉城を本拠として、原氏の宗家は臼井城を本家としておりました。当時は南から里見氏が、北からは上杉や佐竹氏が侵攻してくるなど、頻繁に戦いを繰り広げておりましたけれども、千葉市域周辺も基本的には原氏の勢力下であり、里見氏と対峙する中でしばしば戦場にもなったと考えられています。

では、「原文書」の内容というのは一体どのようなものかですが、全体の中から2点ほどご紹介をさせていただきます。これは、「千葉邦胤朱印条書」と呼ばれるもので、天正13年のものと考えられております。

簡単に言いますと、千葉邦胤が出した陣中での心得を記した文書で、槍とか鉄砲などの武具の再確認や、陣中でのけんかを厳禁とするなどの内容が記されたものでございます。千葉氏が家臣団の編成や秩序維持にかなり注意を払っていたことがうかがえる文書です。

もう1点、これは永禄3年以前のもと考えられていますが、当主千葉胤富から原氏と関係の深い海上氏、石毛氏に宛てて出された手紙でございます。この時期、常陸国佐竹氏の要請によって、上杉謙信、当時は長尾景虎ですけれども、上杉氏が関東に出兵してくるとの情報があったために、「のぼうの城」で有名になった埼玉県忍城、その城主成田氏から千葉氏に援軍の要請があって、千葉氏も出兵の準備をしていたところ、上杉謙信が途中まで来たところで国元で不穏な動きがあって引き返したため、胤富は忍城に援軍を出すか迷っているというような内容が書かれた文書でございます。

このように「原文書」は下総のみならず、関東の諸侯との関係もうかがえる大変興味深い内容を含んでいます。

また、「原文書」の中には、千葉氏の用いた印判や花押が残

されています。左上は胤富が用いた鶴丸柄の刻印でございます。原本としては今のところ2例しか確認されておりません。そのうちの1点ということになります。その右側は邦胤が用いた龍の朱印です。朱印は5点残っていますが、これと全く同じものは2点あるということでございます。

胤富の花押、邦胤の花押、それぞれお示ししましたが、こういったものが含まれているということで、これらはほかの場所で発見された千葉氏が出した文書の同定の際に基準となる価値を持つものでございます。

さて、「原文書」47点の中には、宛名が切断されている18点の文書が含まれています。大部分が北条氏康からの書状ということになりますが、これらは写真のように、宛名の部分がありません。これらの文書は、これまでの研究の結果、原氏宛てではなくて、上野国の小泉城、現在の群馬県大泉町を本拠とした富岡氏に宛てられたものであることが明らかになっています。

富岡氏宛ての文書が原家に伝えられた経緯はよくわかりませんが、ある時期に富岡氏から一部の文書が原家に譲渡されて、宛名の部分を切断した上で、原家がかつと持っていた文書と一緒にされて、再士官するときに利用されたのではないかと考えられています。

この文書を持っていた効果もあったのか、文書中に登場した原大炊助の孫に当たる原正祐は、徳川家康の次男である結城秀康に召し出されて、秀康が越前に領地を移されるのに伴って一緒に越前に移り、以後子孫は越前福井藩士として存続します。

福井藩の作成した原家に関する記録には、実際に北条氏、千葉氏から発給された文書を持っていることが記されています。当時、北条氏、千葉氏の文書を持っているということは、家柄の正当性を示す上で大変有効であったと考えられています。なお、福井藩主の原家では、この由緒を非常に大切にしており、福井に移ってから3代目の原正武の代には、藩主松平氏の代理として、千葉妙見菩薩、現在の千葉神社を参って、太刀を奉納したという記録が残されており、つまり、原家にとってこの千葉の地が、自分の先祖のルーツの場所という認識があったわけでございます。

このように、「原文書」は原家のアイデンティティーを支えるものとして、江戸時代を通じて原家に代々伝えられていきます。

現在は展示用に1点ごとに分けて保存されておりますけれども、もともと原家に伝来した状態は、巻物の状態でした。

さて、このような「原文書」ですけれども、その価値についてまとめますと、これだけの数がまとまって残っている中世文書は大変珍しく貴重であるということ。また、書かれている内容から、当時の下総や周辺地域、果ては関東までの状況をうかがい知ることができる史料であるということ。また、文書中に使用されている花押や印判は、ほかから出てくる史料の同定の際に基準となる価値を持っている史料であるということでございます。

以上のような価値がある大変貴重な、本市の歴史を語る上でなくてはならない史料であると考えています。

中野委員長 それでは、質問等を含めて何かございますでしょうか。

どうぞ。

和田委員 すごく貴重なものだということがわかったのですが、なぜ今まで指定されていなかったのかなど、素朴に思ったのですが。

志保澤文化財課長 この古文書は、まとまって原家に伝わっているということはおわっているのですが、福井藩に召し抱えられるときに、自分たちが正当性を示すために持っていった書類であるということで、それが後年になって、例えば明治とか後になってつけ足して加えられたものなのではないかとか、その辺も審査には、1件1件きちんと時間をかけて専門家に見ていただく必要がございます。これを文化財として位置づけるに当たっては、やはり文書の先生にかなり時間をかけて見ていただきまして、やっとまとまったと。

それから、1点ずついくのか、先ほど言った「富岡文書」みたいに別のものもセットでいくのか、そういう議論もありして、今回は全て原家が持っていたものということで、一括で行ったほうが良いということになりましたので、これを、少々審査に時間を要したということでございます。

和田委員 ということはもしかすると、まだ眠っているすばらしいものも、どんどん調べていくと格上げされる可能性もあるということですね。

芦田文化財課長補佐 可能性はあると思います。

和田委員 楽しみです。

それとあともう1点、これは要望も含めてなんですけれども、こういった市の指定文化財というものが幾つもあって、非常に貴重なものであるということは、なかなか市民に伝わらないという

ところが一番難儀なところかなと思います。こういったものを学校教育の中でどのように生かしていくかとか、それから生涯学習の部分でどのように生かしていくのかということについて、今までやってきている取り組みと、これからの方針がありましたら教えてください。

志保澤文化財課長 今回の「原文書」につきましては、アイデンティティの一つである千葉氏関係の貴重な資料でございますので、郷土博物館で平成29年度の企画展として全巻を紹介すると、それから、当時の歴史観というものもあわせてご紹介したいと思っております。そういうものを学校に持って行って、本物を見せるのもできればいいんですけども、お話を聞かせて、もう少し身近に感じてもらえるようなことをやっていきたいと考えております。

和田委員 例えば現物ではなくても、レプリカをつくるということは可能ですか。

芦田文化財課長補佐 「原文書」に関しては予算的なものもあるので即答は難しいのですが、技術的には可能でございます。

和田委員 現物を学校に持って行って、子どもたちに見せるというのは難しいかもしれませんが、レプリカだとしても、やはりそれを見ながら今のようなご説明をいただいて、千葉の郷土を理解するための教育と、あとその時代の歴史観と、ということが非常に身近に感じられると思います。私も、小学校のときに今のお話を聞いたかったなと思うぐらいでしたので、ぜひ授業の中でも有効利用していただけるようにご検討いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

中野委員長 ではほかにご質問はありませんか。

志村教育長 マスコミに対しての報道予定はあるのですか。

志保澤文化財課長 今回の文化財のことにつきましては、郷土博物館の企画展にあわせて大きく宣伝していくほうが効果的であろうと考えております。

志村教育長 わかりました。

中野委員長 よろしいでしょうか。

では議案第2号「「原文書」の千葉市指定文化財への指定について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

<異議なし>

中野委員長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

- 議案第3号 千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について
- 議案第4号 千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について
- 議案第5号 千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について
- 議案第6号 千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について
- 議案第7号 千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について
- 議案第8号 千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について
- 議案第9号 千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について
- 議案第10号 千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について

委員長 議案第3号から議案第10号までにつきましては、関連があるため、一括して説明を行い、審議の後、個別で議決を行うことといたします。「千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について」、総務課長、お願いします。

総務課長 議案第3号から議案第10号、「千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について」は、一括して説明させていただきます。

初めに、概要についてでございますが、審査請求人からの個人情報開示請求に対し、教育委員会は個人情報開示決定等の処分を行ったところ、審査請求人が教育委員会に対し、行政不服審査法に規定する審査請求を提出したため、この審査請求に対する裁決について、教育委員会会議において議決を求めるものでございます。

審査請求人については、資料にございますとおりでございます。

次に、経緯についてですが、まず、平成28年4月5日付で、審査請求人から教育委員会に本議案に係るものを含む11件の個人情報開示請求が提出されました。また、平成28年4月26日付でも、本議案に係るものを含む10件の個人情報開

示請求が提出されました。これらの開示請求に対し、平成28年5月25日付で、教育委員会から審査請求人に対し、個人情報開示決定等の処分を行いました。

その後、これらの処分に対し、平成28年6月7日付で、2件の審査請求書が審査請求人から教育委員会に提出されました。また、平成28年8月24日付でも、これらの処分に対する7件の審査請求書と、該当処分不明1件の審査請求書が提出されました。なお、このうち2件は6月7日に提出された審査請求書にかかわる処分と重複しております。

これらの提出された審査請求については、請求の趣旨及び理由等が不明確であったため、平成28年12月7日付と12月26日付で、教育委員会から審査請求人に対し、8件の審査請求の補正を命じましたが、審査請求人は補正期限までに補正に応じませんでした。

次に、判断についてですが、まず行政不服審査法第19条第2項において、審査請求書の必要的記載事項として、審査請求にかかわる処分の内容並びに請求の趣旨及び理由が挙げられております。本件の審査請求では、全て請求の趣旨及び理由が不明確であり、また議案第6号関係の審査請求においては、審査請求に係る処分の内容が不明確、不明であったことから、教育委員会は審査請求人に対し、行政不服審査法第23条に基づき、補正を求めましたが、これに応じなかったため、同法第19条第2項の規定に反し、不適法となります。

以上のことから、行政不服審査法第24条第1項及び第45条第1項の規定により、本件の審査請求は全てこれを却下することと決定いたしたいと考えます。

説明は以上でございます。

委員長 それでは、審議に移りますけれども、質問等含めまして何かございますでしょうか。よろしいですかね。

では、ご質問もないようですので、議案第3号「千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

<異議なし>

委員長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

次に議案第4号「千葉市個人情報保護条例による個人情報開

示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

<異議なし>

委員長 ご異議ないようですので、原案どおり可決いたします。

次に議案第5号「千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

<異議なし>

委員長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

次に議案第6号「千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

<異議なし>

委員長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

次に議案第7号「千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

<異議なし>

委員長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

次に議案第8号「千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

<異議なし>

委員長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

次に議案第9号「千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

<異議なし>

委員長 ご異議ないようですので、原案どおり可決いたします。

次に議案第10号「千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

<異議なし>

委員長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

委員長 教職員課長、説明をお願いします。

教職員課長 よろしくお願ひいたします。「県費負担教職員の処分について」、ご報告いたします。

本来、教職員の処分につきましては、千葉市教育委員会組織規則第8条4号の規定に基づき、議案としてご審議いただく案件ではございますが、同規則第9条第1項の規定に基づき、臨時代理により処理を行いましたので、ご報告させていただきます。

被処分者は2人でございますが、処分年月日につきましてはともに平成28年12月27日でございます。

まず、1人目についてです。被処分者は千葉市立中学校教諭です。処分内容は懲戒、減給10分の1、1月といたしました。

処分理由としまして、被処分者は平成28年12月13日火曜日の午後5時ごろ、学校のノートパソコンで作業を始めようとした際に、USBメモリーを紛失していることに気がつきました。14日水曜日から16日金曜日にかけて、同僚も含めて身の回りを探しましたが見つからず、校長から市の教育委員会へ報告がございました。この紛失したUSBメモリーには、当該校生徒の理科の成績や部活動の名簿、生徒のスナップ写真等の個人情報が含まれていましたが、パスワード等によるロックや暗号化はされていませんでした。現在のところ、個人情報の漏えいによる被害等は確認されておられません。

このような行為は、学校教育に対する市民の信頼を損ね、その職の信用を著しく傷つけたものであり、教育公務員として、まことにふさわしくない行為であります。このことは、地方公務員法第33条に違反し、同法第29条第1号及び2号に規定するものと認め、処分するものであります。

続いて、2人目についてです。被処分者は、千葉市立中学校校長です。処分内容は懲戒、戒告といたしました。処分理由としまして、被処分者は教諭への校長としての指導、監督を欠き、学校教育に対する市民の信頼を損ね、その職の信用を著しく傷つけたものであり、教育公務員として、まことにふさわしくない行為であります。このことは、地方公務員法第33条に違反し、同法第29条第1号及び2号に規定するものと認め、処分するものであります。

教育委員会では、今回の事案を重く受けとめまして、再発防止策として、学校教育部長名で全校に文書を発出し、個人情報の

適正な取り扱いについて、職員一人一人に周知徹底を図ること、職員研修会等を必ず実施し、自校の情報資産の取り扱いに関する実施手順を再度確認させること。管理職は「不祥事から身を守るためのセルフチェックシート」を活用し、職員と面接を実施するなど、個人情報の適切な取り扱いに関して、管理指導を強化することなどを行い、再発防止の徹底を図ってまいります。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

それでは、審議に移りますが、質問等を含めまして何かございますでしょうか。

委員 前も近い時期で同じような事件が発生をして、また起きたというのは再発防止が全然徹底されていないじゃないかと思わざるを得ないかなと思います。個人用のUSBメモリーを使わないといけないんですか、教員は。何というか、ちょっと情報管理に対する教員の認識がすごく甘い。私からすると、普通の民間企業であれば、解雇になる可能性のある行為であって、処分も甘いのではないかなという印象を持っています。USBメモリーを使うのを禁止したりとか、どうしても使うのであれば学校が管理するものを使ったりして、そのときには再発防止を周知徹底するようなことを厳重に言い渡すとか、そういった一歩前に進んだ再発防止策をしないと、何だかまた起きそうな予感がしてしまいます。そのあたりのお考えを聞かせていただければと思います。

教職員課長 個人のUSBメモリーにつきましては、教育委員会としましても、昨年度すでに紛失事案があったので、個人情報はいれないという約束があるにもかかわらず、再度起きてしまい、その取り扱いについては今後検討しなければいけないということを考えているところでございます。

処分につきましては、今回、管理職が初めてこの件で懲戒処分の該当になったということで、管理監督責任を重く見たということをご理解いただければと思います。

委員 USBメモリーに入れる必要性が、どういうところにあるのかなというのがわからないんですけれども。

学校教育部長 指導用資料といった教材に、家のパソコンから入手したものを使ったり加工したりする時に、USBというのが割と使いやすいという認識があります。

使わなければ一番よいというのはありますが、教育現場で、

リムーバブルの記録媒体を使えないというのは苦しい部分があります。ただし、個人情報には絶対そういうものには入れないということは徹底してきたところです。今回は初任者でもあり、その認識が甘かったと思います。校長につきましては、初任者だからこそ、もっと徹底した指導をしなくてはならないということで、重い処分にしたところです。

また、現在、ほとんどの学校では、学校でパスワードがかかるUSBを購入して、それを貸し出していることもありますので、その辺を啓発していきたいと考えています。

委員長 ほかによろしいでしょうか。

今回の件につきましては非常に遺憾なことであり、関係者の方及び市民の皆様には大変ご迷惑をおかけしてしまい、まことに申しわけないことでした。再発防止に努めるようにしてください。

8 その他

(1)成人式について、委員より意見があった。

千葉委員 僕自身、成人式に初めて、僕自身、二十のときに仕事していたので出られなかったのが、初めて成人式というものに出させてもらいました。その後の夜のニュースなんか見ている思い出ですが、元気なお兄さんたちはどこにでもいるのだなと思っていて、僕もほぼほぼ、あっちの部類でした。1992年のバルセロナに行ったときに、スペインでいろいろ聞いたら、スペインでは何歳で何しちゃいけないという、要は規定とかしてはいけないというものが無い。自分でブレーキをかけていく文化らしいんですけども、そういう意味で成人式なんかはやっぱり大人になるための儀式の一つ、最初のものだから、ああいう威勢いいお兄ちゃんたちも、来ちゃ駄目だところ、SPが防ぐのではなく、1人ずつ乗っけて、お前らの主張言ってみろよというような。

もしくは、もし檀上に上がってきたときに、僕みたいな人間を一番前に出しておいてもらおうというのも一つ、手かなと思ったもので。そのどっちか、いつか実現していただけたらなと感じました。

すみません、以上です。

中野委員長 ほかはよろしいでしょうか。

どうぞ。

小西委員 同じく、成人式についてですけれども、毎年2分の1成人式

で小学生の子たちが来ると思いますが、あのとき成人の子たちはすごく注目していると思います。もう少し充実をさせられないかなど、毎年思います。行ってすぐ帰ってしまうというのはもったいないなという気はするので、来年以降もしそのあたりも検討していただければなと思いますので。よろしくをお願いします。

中野委員長 よろしいでしょうか。

(2) 科学者育成プログラムについて委員より質問があった。

中野委員長 先日閉講式がありました千葉市未来の科学者育成プログラムですけれども、これに参加した生徒が、随分市立千葉高校の生徒が多いように思いました。別に市立千葉高校の生徒が参加してはいけないということではないのですが、目立って多いですね。ほかのところにもいわゆる、アピールといいますか、働きかけとかはあったんでしょうか。
お願いします。

大崎生涯学習部長 一応、市内の高等学校には声かけをさせていただいておりますが、市立千葉高校の生徒が積極的に参加してくれている実態であり、なので、今後も、市内の公立高校や、私立高校にも、声をかけて、積極的にプログラムに参加していただけるようPRに努めてまいります。ただ、約6カ月の長期にわたるので、部活動やっている方だとか継続した参加が難しいという現状も聞いておりますので、積極的に声かけをして参加してもらえるように努力したいと思います。

中野委員長 あまり田舎のほうだと参加しにくいかもしれませんが、やる気のある子がいるかもしれませんので、根気よく声をかけていただけるとありがたいなと思いました。以上です。
ほかよろしいでしょうか。

(3) 第2回定例会は、平成29年2月2日（木）午後3時30分より開催することと決定した。

9 閉会

中野委員長より閉会を宣言